

家庭用高効率給湯器契約 (城崎地区)

〈選択約款〉

2019年10月1日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 料 金	3
7. 精算について	3
8. 設置確認について	3
9. そ の 他	4
付 則	4
(別 表)	
1. 料金の算定方法	5
2. 料 金 表 1	5
3. 料 金 表 2	7

1. 目 的

この選択約款は、家庭用高効率給湯器の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく

税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (4) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定することをいいます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

定格給湯能力が60号以下（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を専用住宅または1需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス小売供給約款（城崎地区）及び他の選択約款（小型空調契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは一般ガス小売供給約款（城崎地区）22（1）ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申し込みがあった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス小売供給約款（城崎地区）に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社とその他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約

と同時に一般ガス小売供給約款（城崎地区）に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表1（各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）と料金表2（料金表の割引率、割引上限額）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（城崎地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス小売供給約款（城崎地区）に定める料金総額の103パーセントを乗じた額（1円未満の端数切り捨て）とすでに料金としてお支払いただいた金額との差額を精算させていただきます。

8. 設置確認について

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

- (2) 高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

9. そ の 他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の家庭用高効率給湯器契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金は、料金表1(2)に定める基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款(城崎地区)23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金に料金表2(1)に定める割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が料金表2(2)に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

2. 料金表1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	599.50円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	228.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 260. 54円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	202. 45円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区) 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	7, 572. 45円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	189. 82円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区) 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2

(1) 割引率

割引率	3パーセント
-----	--------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	3,300円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------